

新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言発令に対する取り組み

令和2年4月20日

新型コロナウイルス蔓延に伴い緊急事態宣言が発令され、旅館業におきましても、集会に供する部分の休業要請が発令されております。

当館におきましても、要請に従い休業を行います。

また、併せて宿泊については「適切な感染防止対策の協力を要請」との観点から石川県より出されました「適切な感染防止対策」を元に従来の体制以上の衛生面強化を実施して参ります。

その為、本来の旅館としてのサービス提供を制限もしくは簡素化をすることがございます。旅館として営業するにあたり不本意ではございますが、何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

休業期間

令和2年4月19日～5月6日（但し延長の要請がある場合その期間といたします）

緊急事態宣言による感染対策追加対応

緊急事態宣言発令中におけるご宿泊につきまして、既存の感染防止対策にプラスし下記のような対応を取らせていただきます。

- ・発熱や体調不良のお客様につきましては入館を制限させていただきます。
（発熱者等の施設への入場防止依頼に基づきます）
- ・ご宿泊人数を制限させていただきます。
- ・換気のため、パブリックスペースの窓を一部常時解放いたします。
- ・グループ、団体でのご利用をご遠慮頂きます。
- ・接客時は、基本的に2m程の距離を取らせて頂きます。
- ・料理提供回数を減らし接触機会を減らします。
- ・フロントカウンターでは、飛沫防止シート越しの接客とさせていただきます。
- ・その他衛生管理により都度お願いをさせていただきます。

何卒ご理解ご協力を頂けますよう伏してお願い申し上げます。